

鎌倉市では、平成19年1月の景観計画策定を機に、それまでの公共事業中心の景観整備に加えて、建築行為の景観誘導や景観資源の保全・活用などの、よりきめ細やかな協議・調整型の景観形成への取組を推進してきました。また、地区レベルの景観形成においては、市民等による景観づくりも進んできています。この冊子では、更なる景観づくりの取組を広めるため、5年間の取組事例をまとめて紹介します。

ととのえる景観 -地区の個性を活かした都市景観の形成- 1-1

地区の個性を活かした景観形成を能動的、戦略的に進めるとともに、特定地区（景観計画）、地区計画、自主まちづくり計画などを活用して良好な景観形成に取り組んでいます。

- 地区の景観形成に関する制度等による取組
- 特定地区（景観計画）（全3件）
- 景観形成協議会（全3件）
- 地区計画（全9件）
- 自主まちづくり計画（全14件）

まもる景観 -景観資源を核とした都市景観の形成- 1-3

景観重要建築物等の制度を受継ぎ、さらに景観法（景観重要建築物）、都市緑地法、文化財保護法等による近代建築物等の保全制度を積極的に活用し、鎌倉市独自の保全・活用を行っています。

- 歴史的建造物の制度概要による取組
- 景観重要建築物（全1件、景観法）
- 景観重要建築物等（全32件、鎌倉市都市景観条例）
- 国登録有形文化財（建造物）（全9件、文化財保護法）

そだてる景観 -市民・企業等との協働- 1-2

様々な景観づくりの取組が市民に身近なレベルで行われ、市民・NPO・企業・行政の役割分担や責任の明確化など、新たな時代に向けた質の高い協働の仕組みを築いています。

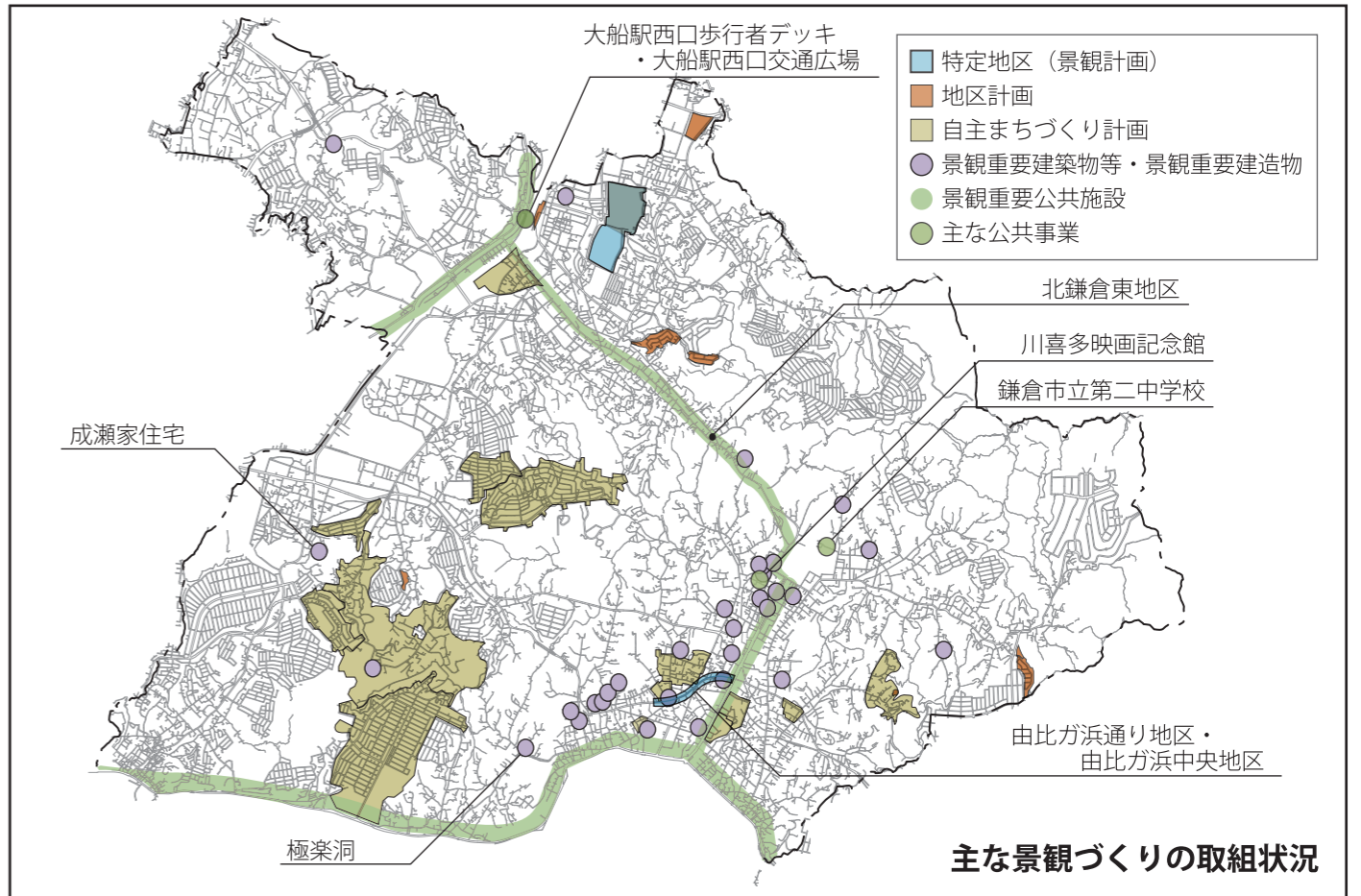
- 市民との協働・支援、企業の協力による取組
- 景観づくり賞（計4回）
- 親子景観セミナー（計11回）
- 屋外広告物・自動販売機の景観誘導
- 違反屋外広告物除却協力員の活動

つくる景観 -都市景観形成事業の推進- 1-4

良好な都市景観の形成を進めるためには、行政が先導的役割を果たすことが重要です。このため公共事業の実施にあたっては、都市景観の形成の視点から魅力ある空間創出を目指しています。

- 魅力ある公共空間の創出の取組
- 景観重要公共施設のデザイン調整
- 景観アドバイザーによるデザイン調整
- 公共施設・公共サインのデザイン調整

鎌倉の景観（2007.1～2012.3）  
-市民・NPO・事業者・行政の協働による景観づくり-



主な景観づくりの取組状況